

2025 年度 公立大学法人横浜市立大学先端医科学研究センター
「マルチオミックスによる遺伝子発現制御の先端的医学共同研究拠点」
共同研究募集要項（追加募集）

横浜市立大学先端医科学研究センターは、2018 年 4 月 1 日より共同利用・共同研究拠点「マルチオミックスによる遺伝子発現制御の先端的医学共同研究拠点」として文部科学省に認定されました。これまで本センターで培ってきた、各種オミックスやバイオインフォマティクスの解析設備と技術を他大学・研究所・企業に提供し、遺伝子発現の計測やその制御機構に関する医学的・生物学的研究を推進していきます。

1. 募集内容

遺伝子発現に関わる重要な医学的・生物学的課題について、高度な解析技術による深い分子機構の理解に基づき新たな概念に結びつく研究を公募します。

共同研究支援の内容としては、次の①、②とします。

- ① 遺伝子発現に関わる重要な医学・生物学研究
- ② 広く応用できる新たな解析技術の開発を伴う研究

なお、本拠点の特徴を生かした研究（具体的には高度なオミックス技術、例えば ChIP-seq・CUT&TAG・CUT&RUN・RNA-seq・scRNA-seq・ATAC-seq・Hi-C・空間的トランスクリプトームや質量分析を行うもの、バイオインフォマティクスを駆使するもの、生体から分離した細胞を用いるもの、疾患の病態解明や治療法開発に関わるもの、産学連携で行うものなど）を優先して採択します。追加募集での採択数は1件を予定しています。

本拠点は人材育成を重視しています。共同研究の際はできるだけ本拠点に来ていただき、解析方法などをマスターしていただくことを推奨します。

2. 申請者資格

研究代表者は、国内外の国公立大学、国・公立研究所などの研究機関、または民間企業等に所属し、当該分野の研究に従事する教員・研究者を対象とします。若手研究者や外国籍の研究者の応募を歓迎します。博士研究員・大学院生・大学学部生は、研究分担者として参加することができます。

3. 研究期間

採択日から 2026 年 3 月 31 日まで

共同利用・共同研究拠点として、継続して研究を行う場合は、毎年度申請をしていただき、

審査を受けていただきます。

4. 申請方法

(1) 事前相談

共同研究を希望される方は、申請書を提出される前に必ず本拠点の下記窓口にご連絡いただき、研究課題などについて打合せを行ってください。

※ もし窓口から返信がない場合は、お手数ですが 11. 問い合わせ先に記載の電話番号までご連絡ください。

(2) 申請書類

申請に必要な書類は次のとおりです。E メールにて添付してお送りください。

① 申請書

※ Word ファイル、または PDF ファイルの形式にてご提出ください。

※ 提出の際には、任意のパスワードを設定してください

② 所属機関の長^{注1)}の承諾書

^{注1)} 大学・大学院：学部長・研究科長・研究所長など

企業：研究の管理運営をしている部門長など

※ 自署または押印済みのものを PDF ファイルでお送りください。

各書式は、ご連絡いただいた方に窓口からお送りします。必ず当該年度の書式をお使いください。なお、お送りいただいた情報は審査に関わる目的以外には使用いたしません。

(3) 連絡先、送付先

横浜市立大学先端医科学研究センター

共同利用・共同研究拠点事業窓口（研究・産学連携推進課 研究企画担当）

kyoudou@yokohama-cu.ac.jp

(4) 募集期間

2025 年 10 月 31 日（金）まで

※ 採択数が上限に達し次第、募集を終了いたします。ご了承ください。

5. 課題の選考

申請課題の選考は、本拠点運営委員会により実施されます。申請者から提出された申請書類の内容について、本拠点の趣旨に合致し具体的な成果が期待される課題を選定します。審査結果については認否決定後、申請者に通知します。

6. 研究経費

採択された研究代表者への経費の事前配分は行わず、本拠点で行う解析について必要な消耗品や本学先端医科学研究センターまでの旅費・滞在費など（の一部）を本拠点が負担する方法とします。本拠点が負担する研究経費は、研究課題あたり原則として単年度 60 万円を上限とし、超過して解析する場合は研究参画者の他の研究費でご負担いただきます。旅費の計算は、本学規程等に準じます。

7. 共同研究報告書の提出

採択された研究代表者は、年度末に報告書を所定の書式で提出していただきます。報告書はホームページなどで公開しますので、論文発表前や知的財産が関わる場合には、公表できる範囲での記載を行ってください。

8. 研究成果

(1) 研究課題名、ならびに報告書はホームページなどで公開します。また研究成果は、本拠点主催の成果発表会やシンポジウムなどで発表していただく場合があります。

(2) 共同研究の成果を学術論文として発表される場合は事前に協議の上、本拠点から研究に参画した研究者を著者に含めてください。また、謝辞に本拠点の支援による旨の文章を記載してください。

文例は以下を参考にしてください。

(和文)

本研究成果は横浜市立大学先端医科学研究センターにおける文部科学省特色ある共同研究拠点の整備の推進事業 JPMXP0724020288 の支援を受けて得られたものです。

(英文)

This research was supported by MEXT Promotion of Distinctive Joint Research Center Program Grant Number JPMXP0724020288 at the Advanced Medical Research Center, Yokohama City University.

9. 情報の公開について

民間企業所属の研究代表者で、研究課題名や成果で非公開を希望される事項がある場合は、窓口までご相談ください。

10. その他

(1) 動物実験を含む研究や、ヒト試料の使用、ヒトのゲノム解析研究、遺伝子組換え実験などの生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究については、法令等に基づき本学内外の教育訓練等の受講や審査機関等による承認手続きが必要となる場合があります。

(2) 本共同研究の実施により生じた知的財産権は、公立大学法人横浜市立大学知的財産関連規則に準じた取扱いをいたします。

(3) 課題の認否決定後に、拠点利用同意書を提出していただきます。様式は、窓口から研究代表者にお送りいたします。また、民間企業所属の研究代表者の方には、共同研究契約を締結していただきます。

(4) 共同研究の実施は、不慮の事故も含め成功を保証するものではありません。当初に期待した解析結果が得られない場合があることを予めご承知おきください。この場合、研究参画者ご自身の研究費でご負担いただいた経費の補填はできかねますので、ご了承ください。

(5) メールアドレスは、原則として所属機関の組織メールアドレスをご使用ください。フリーメールアドレスやカスタムドメインのメールアドレスなどのご使用は、ファイアウォールの影響でメールを受信できない場合があります。～ac.jp や、～co.jp などの属性型 JP ドメインをお使いください。

(6) 研究に参画する方は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定) で求められている、研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育を受講等していることが必須となります。

(7) 年度内に共同研究を完了するために、次世代シーケンサー解析・質量分析のサンプルは 11 月末までにご提出ください。

11. 問い合わせ先

横浜市立大学先端医科学研究センター kyoudou@yokohama-cu.ac.jp

共同利用・共同研究拠点事業窓口(研究・産学連携推進課 研究企画担当)

〒236-0004 横浜市金沢区福浦 3-9 TEL:045-787-2527